

米原市自治基本条例の体系

第1条 目的
この条例の目的

第2条 定義
用語の定義

第3条 市民主権
まちづくりの主権者は市民である

第17条 市民投票
市民総意を明確にする手段として、市民投票を規定

第18条 まちづくりの姿勢
まちづくりへの市の関わり方

第4条 役割分担および協働
市民・事業者等・市は役割分担を明確にし、相互補完による協働のまちづくりを進める

第8条 市民の役割
市民は自主・自立の理念のもとまちづくりを推進する

第9条 事業者の役割
事業者もまちづくりを担う一員である

第10条 団体等および市民自治組織の役割
団体等も公共的サービスを担う一員となることができる

第11条 市の役割
市が実施することを明確にし、協働による事業に対して支援をする

第12条 協働
相互補完の理念に基づく役割分担を行い、協働を推進する

第16条 まちづくりへの関与
まちづくりにおける参加・参画・協働、支援を受ける権利を規定

第18条 まちづくりの姿勢
まちづくりへの市の関わり方

第24条 市民自治組織
住民は地域における住民組織として市民自治組織をつくることのできる

第19条 倫理規範の確立
市は法令遵守により市民との信頼関係を確立する

第20条 議会の責務
執行機関の監視や牽制の機能、政策提案等具体的な対応をする

第21条 議員の責務
市民全体の利益を考へ行動する

第22条 市長の責務
条例にのっとり公正かつ誠実な市政運営にあたる

第23条 職員の責務および権利
市公益のため、誠実に職責を果たす

第25条 他の地方公共団体等との関係
市は他の地方公共団体等と広域的連携・協調を図る

第26条 国および関連機関との関係
市は国や関連機関と適切な連携・協力を進める

第27条 国際社会との関係
市は国際社会の一員としてまちづくりを進める

第5条 持続的発展
世代を超えた持続的なまちづくりに取り組む

第18条 まちづくりの姿勢
まちづくりへの市の関わり方

第6条 多様性の尊重
市民の基本的人権の尊重と公共的活動の保護等

第7条 情報の共有
情報は市民等と共有されることが原則である

第13条 知る権利
市民等は市が持つ情報を知る権利がある

第14条 情報の整備、公開および提供
市政情報をわかりやすく説明し、積極的に情報を提供する

第15条 個人情報の保護
市は個人情報を保護する

第28条 米原市自治基本条例推進委員会の設置等

第29条 最高規範
市の最高規範

第28条 米原市自治基本条例推進委員会の設置等
推進委員会を設置し、条例に基づくまちづくりを検証評価する

第30条 条例の改廃
条例の改正・廃止については推進委員会に諮り、市民投票で決定する